

2009 年 3 月 No.141

80:20の法則をご存じですか？

～ オバマ氏 VS 麻生氏で考えてみました ～

マーケティングや経営学の教科書には「80対20の法則」という用語が必ずと言っていいほど出てきます。それは「成果や結果の8割は、その要素や要因の2割に基づく」という一般法則で、「2:8の法則」とか「にっぽちの法則」、その原理を法則化した人(イタリアの学者 パレート教授)の名前から「パレートの法則」とも言われています。

また、その応用型で「2:6:2の法則」というものがあります。これはある集団を組織した時に、2割の人は一生懸命働き、6割の人は普通に働き、残りの2割の人はあまり働かないという組織が出来上がるというものです。ご自身の会社や所属している組織を思い浮かべると「なるほど」と思われるのではないのでしょうか。

実はその法則は奥深く、仮に少数精鋭のエリート集団、つまり上位2割の小集団を構成しても、その集団の中でやはり「2:6:2の法則」が成り立つのだということなのです。この原理が正しいと仮定すれば、あまり働かない人たちを1つのグループにまとめてもこの法則が適用され、今まで成績が上がっていなかった人達のなかの2割の人に「やる気のスイッチ」が入ることになります。この法則を組織作りに利用されてみてはいかがでしょうか？

この法則の変形で、最近面白いことに気づきました。それは、一国のトップリーダーの支持率です。オバマ米国大統領のそれが8割で、残念ながら我が日本の麻生総理は2割にも満たないということです。自称「経済通」の彼が未曾有(みぞう)を「みぞうゆう」と、そして株式用語の前場(ぜんば)を「まえば」と読んだりしたら「経済通」とはとて言えません。

そんな程度の彼にはしかるべき措置(そち)「しょち」が必要ではと感じているのは私だけでしょうか？



中小企業者の減価償却資産の購入と節税対策

(1) 中小企業者等の少額減価償却資産の一時償却

平成15年の税制改正において創設された制度ですが、中小企業者等が取得する取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産(以下「少額減価償却資産」)については、全額経費(一時償却)にしてよいことになっています。中小企業者とは、資本金の額が1億円以下で大規模法人の子会社に該当しない会社等や個人事業者のことです。

また、所有権移転外リース取引に係る賃借人が取得したとされる資産や中古資産であっても対象となります。

ただし、適用しようとする事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超えるときは、300万円を限度とします。また、事業年度が1年に満たない場合には300万円を12で除し、これにその事業年度の月数を掛けた金額となります。

(2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却

青色申告法人や個人事業者で中小企業者等に該当するものが、新品の機械及び装置等の取得または製作をして事業の用に供した場合には、初年度に特別償却と税額控除のいずれか選択適用が認められています。

機械及び装置等とは、具体的に例示しますと、

- ・機械及び装置で1台または1基の**取得価額**が160万円以上
 - ・事務処理の効率化等に資する器具備品は1台または1基の**取得価額の合計額**が120万円以上
 - ・ソフトウェアは1つのソフトウェアの**取得価額**が70万円以上
 - ・大型貨物自動車は車輻総重量が3.5トン以上
- とされています。

特別償却

償却額は、普通償却限度額に特別償却限度額(取得価額×30%)を加算した額となります。

償却額に不足が生じたとき(償却限度額より損金経理した減価償却費が少ない場合の差額)は、1年間に限り繰越が認められています。

税額控除

事業の用に供した事業年度の法人税額から次の算式で計算した金額のうち、いずれか少ない金額を控除することができます。

$$\text{取得価額} \times 7\% \quad \text{または} \quad \text{法人税額} \times 20\%$$

こちらも税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超えるために、その事業年度において税額控除限度額の全部を控除しきれなかった場合には、その控除しきれなかった金額について1年間に限り繰越が認められています。

また、平成20年4月1日以後に締結される所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる資産については、特別償却の規定は適用されませんが、税額控除の規定は適用されます。

特別償却は、早期償却できますが課税の繰延にすぎません。税額控除は法人税・所得税の減免であることを考えると税額控除のほうがすぐれているといえますが、法人税額・所得税額の20%までしか認められていないため、資金繰りの状態などを考えて判断することになるでしょう。

総合会計エコプロジェクト!



「地産地消」という言葉を、聞いたことがありますか?

「地元で出来た食べ物を、地元で消費する」という意味で使われることが多いのですが、それによって

「旬のもの」を取り入れることができます。

せっかく四季のある日本に暮らしているのですから、少しずつでも意識して過ごせたらいいですね。

ごうこ
そう
総くん合子ちゃん

の

実務講座

その11

～ 修正申告の巻 ～

確定申告の季節
です！



もし、申告書に間違い
があったときは...？



合子ちゃん： 昨日親戚のおばちゃんが遊びに来たんだけど、確定申告がやっと終わったんだって。一年に一回のことだから去年のことを思い出すのが大変で、いつも間違えてないか心配だって言ってたよ。

そういえば、提出した申告書が間違っていたらどうなるの？

税務調査があった時、申告書に間違いがあったら大変なんですよ？

総くん： 確かに、税務調査で間違いが見つかったら大変なことになる場合もあるけど、その前に自分で間違いを見つけたときは、修正した後の正しい申告書を提出しなおせば大丈夫だよ。ちなみに、税金を追加で払わないといけないときには「修正申告」、税金を最初に多く払っていてその税金が戻ってくるときには「更正の請求」って言うんだ。

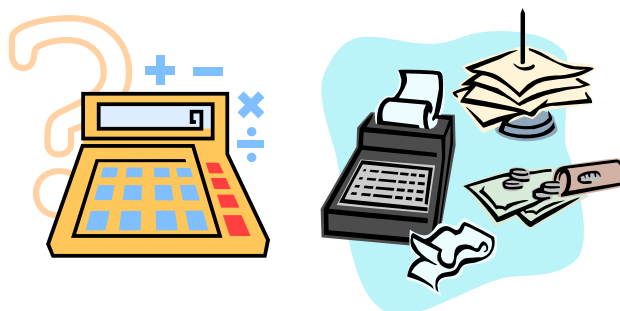
更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内です

合子ちゃん： ふーん、でも税務調査で間違いを見つけてもらえるんだったらその時に正しい申告書を提出しても同じなんじゃない？

総くん： それがそうでもないんだ。税金を多く払いすぎたときには、多く払いすぎた税金が戻ってくるだけだから問題はないんだけど、税金を少なく払っていてそれが税務調査で指摘されたときや、うっかりミスのおときは「過少申告加算税」や、故意や過失が大きいときは「重加算税」という罰金を追加で払わなくちゃいけなくなるんだ。

合子ちゃん： そうなのね。だったら間違いが見つかったらすぐに正しい申告書を提出し直さないといけないのね。

総くん： そうだね。自分で修正申告書を提出した場合でも、申告書の提出期限の翌日から追加で支払うことになった税金を納める日までの利息に相当する「延滞税」は支払わないといけないから、どちらにしても間違いを発見したときは、早めに対応したほうがいいね。



基礎から学ぼうWord講座

No.11



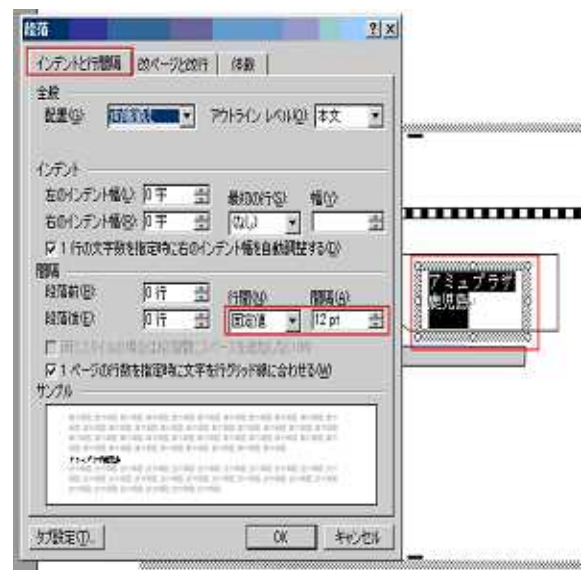
今回は、地図に建物名等を記入してみましよう！

図形描画ツールバーの [テキストボックス] で描画し、文字列を入力します。



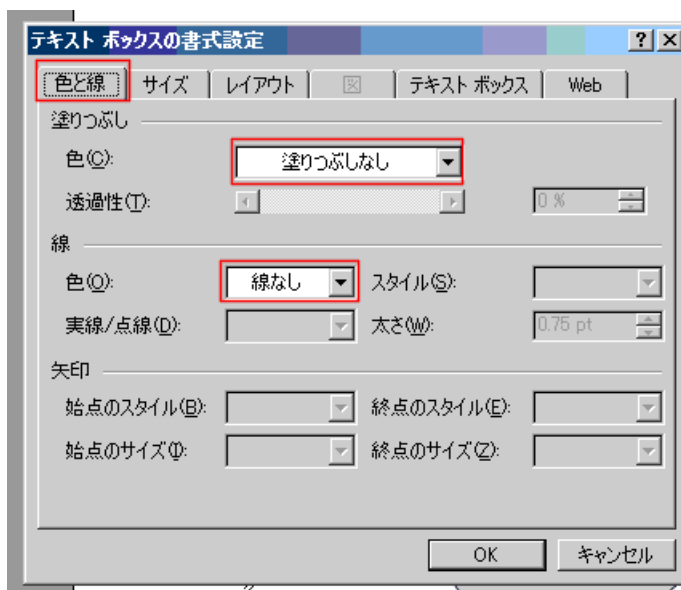
行間が開きすぎの場合は、テキストボックス内を選択します。

[書式] [段落]の[インデントと行間隔]で行間と間隔を設定します。



テキストボックスの色と枠線の表示を消します。

テキストボックスを選択。
[書式] [テキストボックス]を選択。
または、テキストボックスの枠線部分をダブルクリックします。
書式設定ダイアログの[色と線]タブで、「塗りつぶしなし」「線なし」を選択します。



【今回のように地図を作るときは...】

画面の上に「グリッド」と呼ばれる縦横のマス目を表示しておく便利です。

表示のさせ方

1. [ファイル] [ページ設定]を選択して[ページ設定]ダイアログボックスを開く
2. [文字数と行数]タブの[グリッド線]ボタンをクリック